「Ｒ１波土　善蔵川　海・大里　排水機場修繕工事」特記仕様書

第１章　総則

本仕様書は善蔵川排水機に設置されているエンジン及び原動機の更新（製作・据付）に関する工事に適用するものである。

第２章　工事内容

１　目的

この工事は，善蔵川排水機場における長寿命化事業計画に基づき，エンジン及び原動機の一部撤去・新設を行なうものとする。

２　工事場所

徳島県海部郡海陽町大里

３　工事概要

工事概要を次に示す。

（１）エンジン（型式Ｍ３ＳＰ－ＡＦ）　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２基
（２）クラッチ　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・１基
（３）消音器　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２基

第３章　施工範囲

１　施工範囲

本工事の施工範囲は，既設エンジン・クラッチ・消音器を撤去し，本体一式の設計，製作，輸送，据付，ならびに試運転までの一切とする。

第４章　設計

１　設計一般

設計に当たっては特記仕様書・図面等を基に，関係する諸基準・規格を厳守した上で十分な検討を行い，環境に順応した調和と安全を確保できる設備を設計するものとする。

なお，非出水期中に据付工事までを完了し，排水機場の機能低下を遅らせないため，受注者は契約後１ヶ月以内に承認図書を提出し，速やかに製作工事に取りかかること。

２　準拠規定・基準

仕様書に記載してない事項は下記基準によるものとする。

（１）徳島県土木工事共通仕様書〔徳島県〕
（２）機械設備工事共通仕様書〔国土交通省〕
（３）河川管理施設等構造令〔国土交通省〕
（４）機械工事施工管理基準（案）〔国土交通省〕
（５）機械工事塗装要領（案）・同解説〔国土交通省〕
（６）ダム・堰施設技術基準（案）〔ダム・堰施設技術協会〕
（７）水門鉄管技術基準〔水門鉄管協会〕
（８）除塵設備設計指針〔水門鉄管協会〕

（９）日本工業規格　（ＪＩＳ）〔日本規格協会〕
（10）日本電気工業会標準規格　（ＪＥＭ）〔日本電気工業会〕
（11）日本電気学会電気規格調査会標準規格　（ＪＥＣ）
（12）電気設備技術基準
（13）四国電力社内規定
（14）労働安全衛生規則
（15）河川管理施設等構造令〔国土交通省〕
（16）その他関連法規，規定など

第５章　据付工事

１　据付

（１）本工事の据付基準は，別途排水機場工事と同じものを使用する。
（２）本工事の据付は他のポンプ製作据付工事と関連する場合，配管経路，箱抜き形状，位置等で他工事との調整を図り，適切な処理を行うこと。

２　輸送

（１）各機器の輸送と保管は，積載超過運搬を防止し変形や破損のないように荷造りを行うこと。また，各機器の名称を記入する等，他工事の資材等と混同しないように十分に注意すること。

３　機械設備

（１）据付に当っては，厳密な芯出しを行い，水平，垂直に十分注意し，運転時に振動，異常音のないよう正確に据付を行うものとする。
（２）架台等のベース面とコンクリート面の隙間が出来た場合は，グラウトもしくはモルタルにより仕上げを行うものとする。

４　緊急時対応

（１）受注者は，豪雨・出水等の天災に備えるため，監督員へ緊急時の連絡体制を速やかに提出し，排水機場の不具合が発生した場合は現地での緊急対応を助成すること。

５　総合試運転

（１）受注者は，据付完了後に試運転調整を行い，異常が無いことを確認すること。
（２）上記の確認が完了した後，排水機場全体の総合試運転を実施し，異常が無いことの確認を行うこと。異常がある場合は速やかに症状を診断し，監督員と協議すること。総合試運転時に貯水が不可能な場合は模擬試験によるものとする。
　なお，排水機場施設を含む試運転に携わるため，現場代理人もしくは主任技術者は，１級もしくは２級ポンプ施設管理技術者が望ましい。

６　その他

（１）契約書，設計図目及び特記仕様書に示されていない事項であっても構造，機能上または製作据付上で当然必要と認められる軽微な事項については受注者の負担で処理するものとする。
（２）特記仕様書に定めなき事項または当工事の施工に当り疑義が生じた場合は，必要に応じて監督職員と協議のうえで処理を行うものとする。
　なお，協議内容はとりまとめたうえ，監督員へ提出すること。

第６章　外注品

外注品はＪＩＳまたはその他関係する規格，基準に合格したものとする。

土木工事特記仕様書（令和元年7月1日以降適用）

（土木工事共通仕様書の適用）

第１条　本工事は，「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」に基づき実施しなければならない。なお，「徳島県土木工事共通仕様書」に定めのないもので，機械工事の施工にあっては「機械工事共通仕様書（案）」（国土交通省総合政策局公共事業企画調整課），電気通信設備工事にあっては「電気通信設備工事共通仕様書」（国土交通省大臣官房技術調査課電気通信室）に基づき実施しなければならない。

２　ただし，共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書，指針，便覧等は改定された最新のものとする。なお，工事途中で改定された場合はこの限りでない。

（土木工事共通仕様書に対する変更仕様事項）

第２条　「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は，次のとおりとする。

（共通仕様書の読み替え）【変更】

「徳島県土木工事共通仕様書 平成28年7月」の「第1編共通編」において，「7日以内」，「5日以内」，「7日まで」とあるのは「土曜日，日曜日，祝日等を除き10日以内」と，「翌月5日」とあるのは「翌月10日」と，それぞれ読み替えるものとする。また，「2-1-3-1県内産資材の原則使用」において，「請負代金額」とあるのは「当初請負代金額」と読み替えるものとする。

（工事実績データの登録）【変更】

1-1-1-6　工事実績データの登録

受注者は，請負代金額が 500 万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に，工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき，工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員の確認を受けた上，受注時は契約後，土曜日，日曜日，祝日等を除き 10 日以内に，登録内容の変更時は変更があった日から土曜日，日曜日，祝日等を除き 10 日以内に，しゅん工時は工事しゅん工承認後，土曜日，日曜日，祝日等を除き 10 日以内に，訂正時は適宜登録機関に登録をしなければならない。

なお，変更登録は，工期，技術者に変更が生じた場合に行うものとし，請負代金額のみの変更の場合は，原則として登録を必要としない。

また，登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には，速やかに監督員に提示しなければならない。

なお，変更時としゅん工時の間が 10 日間に満たない場合は，変更時の提示を省略できる。

（トラック（クレーン装置付）における上空施設への接触事故防止装置の使用）【変更】

1-1-1-35　工事中の安全確保

7. トラック（クレーン装置付）における上空施設への接触事故防止装置の使用

受注者は，トラック（クレーン装置付）を使用する場合は，上空施設への接触事故防止装置（ブームの格納忘れを防止（警報）する装置又はブームの高さを制限する装置）

付きの車両を原則使用しなければならない。なお，平成３１年度末までは経過措置期間とするが，この期間においても使用に努めなければならない。

（建設副産物）【変更】【追加】

1-1-1-23　建設副産物

4. 再生資源利用計画

受注者は，資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第19号）第8条で規定される工事，又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）施行令第２条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において，コンクリート（二次製品を含む。），土砂，砕石，加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には，（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「ＣＯＢＲＩＳ」という。）により再生資源利用計画書を作成し，監督員の確認を受けなければならない。

5. 再生資源利用促進計画

受注者は，資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3.10.25建設省令第20号）第7条で規定される工事，又は一定規模以上の工事において，建設発生土，コンクリート塊，アスファルト・コンクリート塊，建設発生木材，建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には，ＣＯＢＲＩＳにより再生資源利用促進計画書を作成し，監督員の確認を受けなければならない。

6. 実施書の提出

受注者は，再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には，工事完了後速やかにＣＯＢＲＩＳにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し，監督員に提出しなければならない。

7. ＣＯＢＲＩＳの入力方法

受注者は，ＣＯＢＲＩＳの入力において，資材の供給元及び搬出する副産物の搬出先について，その施設名，施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし，バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。

8. 舗装版切断に伴い発生する排水の処理等

受注者は，舗装版の切断作業を行う場合，切断機械から発生する排水は，排水吸引機能を有する切断機等により回収し，回収した排水については，廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき，適正に処理しなければならない。

9. 建設リサイクル法通知済証の掲示

受注者は，一定規模以上の工事においては，工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手日までに「建設リサイクル法通知済証」を掲示し，工事しゅん工検査が終了するまで存置しておかなければならない。また，「建設リサイクル法通知済証」掲示後の全景の写真は，電子納品の対象書類とし，「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木工事編】」に基づき提出することとする。なお，「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。

（工場の選定）【変更】

1-3-3-2　工場の選定

1. 一般事項

受注者は，レディーミクストコンクリートを用いる場合の工場選定は以下による。

(1) JIS マーク表示認証製品を製造している工場（工業標準化法の一部を改正する法律に基づき国に登録された民間の第三者機関（登録認証機関）により製品に JIS マーク表示する認証を受けた製品を製造している工場）で，かつ，コンクリートの製造，施工，試験，検査及び管理などの技術的業務を実施する能力のある技術者（コンクリート主任技士等）が常駐しており，配合設計及び品質管理等を適切に実施できる工場（全国生コンクリート品質管理監査会議の策定した統一監査基準に基づく監査に合格した工場（以下，「マル適マーク使用承認工場」という。）等）から選定しなければならない。受注者は，選定した工場がマル適マーク使用承認工場である場合，品質管理監査合格証の写しを使用前に監督員に提出しなければならない。

（当初未確定な部分の施工計画書）【追加】

1-1-1-5　施工計画書

4. 当初未確定な部分の施工計画書

受注者は，工事着手日（設計図書に定めのある場合を除き，特別の事情がない限り，工事開始日以降３０日以内）までに未確定な部分（施工方法等の詳細が定まっていない場合等）の施工計画書は作成せず，詳細が確定した段階で，当該部分の施工計画書を作成し，監督員に提出することができるものとする。

（第三者機関による品質証明）

第３条　受注者は，東洋ゴム化工品株式会社及びニッタ化工品株式会社で製造された製品や材料を用いる場合は，契約時点で第三者機関による品質を証明する書類を提出しなければならない。

（１日未満で完了する作業の積算）

第４条　「１日未満で完了する作業の積算」（以下，「１日未満積算基準」と言う。）は，変更積算のみに適用する。

２　受注者は，徳島県土木工事標準積算基準書Ⅰ-12-①-1 ～Ⅰ-12-①-6 に記載の施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に，１日未満積算基準の適用について協議の発議を行うことができる。

３　同一作業員の作業が他工種・細別の作業と組合せで１日作業となる場合には，１日未満積算基準は適用しないものとする。

４　受注者は，協議にあたって，１日未満積算基準に該当することを示す書面その他協議に必要となる根拠資料（日報，実際の費用がわかる資料等）を監督員に提出すること。実際の費用がわかる資料（見積書，契約書，請求書等）により，施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には，１日未満積算基準は適用しないものとする。

５　通年維持工事，災害復旧工事等で人工精算する場合，「時間的制約を受ける公共土木工事の積算」を適用して積算する場合等，１日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には，１日未満積算基準を適用しないものとする。

（デジタル工事写真の小黒板情報電子化）

第５条　受注者は，デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は，監督員の承諾を得たうえで，デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事（以下,「対象工事」という）とすることができる。

２　対象工事は, 下記ホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について」に記載された全ての内容を適用することとする。

徳島県 CALS/EC ホームページ

「各種ダウンロード【県土整備部】- デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について」

http://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.jp/cals/

（現場打ちの鉄筋コンクリート構造物におけるスランプ値の設定等）

第６条　現場打ちの鉄筋コンクリート構造物の施工にあたっては,「流動性を高めた現場打ちコンクリートの活用に関するガイドライン（平成２９年３月）」を基本とし，構造物の種類，部材の種類と大きさ，鋼材の配筋条件，コンクリートの運搬，打込み，締固め等の作業条件を適切に考慮し，スランプ値を設定するものとする。ただし，一般的な鉄筋コンクリート構造物においては，スランプ値は１２ｃｍとすることを標準とする。

２　受注者は, 設計図書のスランプ値の変更に際して, コンクリート標準示方書（施工編）の「最小スランプの目安」等に基づき協議資料を作成し，監督員へ提出し協議するものとする。なお，品質確認方法については，監督員と協議するものとする。

（鉄筋コンクリートの適用すべき諸基準）

第７条　徳島県土木工事共通仕様書の「第１編 共通編 第３章 無筋・鉄筋コンクリート 第２節 適用すべき諸基準　１.適用規定」に定める基準類に「機械式鉄筋定着工法の配筋設計ガイドライン」を加えることとする。

（熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行）

第８条　本工事は，日最高気温が３０度以上の真夏日の日数に応じて現場管理費の補正を行う試行工事であり, 別に定める「熱中症対策に資する現場管理費の補正の試行要領（以下「試行要領」という。）」を適用する。

２　施工箇所点在型の場合，点在する箇所毎に日最高気温が３０度以上の真夏日の日数に応じて補正を行うことができるものとする。

３　夜間工事の場合，作業時間帯の最高気温が３０度以上の真夏日を対象に補正を行うことができるものとする。

４　試行にあたり，気温の計測方法及び計測結果の報告方法について事前に監督員と協議を行うものとする。尚，計測方法は最寄りの気象庁公表の地上気象観測所の気温（日最高気温３０℃以上対象）または環境省公表の観測地点の暑さ指数（WBGT）（日最高 WBGT ２５℃以上対象）を用いることとする。

熱中症対策に質する現場管理費の補正の試行要領
徳島県 HP https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009082402601

（仮設トイレの洋式化）

第９条　受注者は，仮設トイレを設置する場合，原則として「快適トイレ」を設置しなければならない。また，現場従事者に女性が含まれる場合は，原則として「女性専用トイレ（快適トイレ又は洋式トイレ）」を設置しなければならない。ただし，特段の理由がある場合はこの限りでない。

２　受注者は，仮設トイレを設置した場合，「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。

・洋式トイレとは，和式トイレの便座部分を洋式化した仮設トイレのこと。 ・快適トイレとは，洋式トイレのうち，防臭対策・施錠の強化などが実施された，女性が利用しやすい仮設トイレのこと。

（情報共有システム活用工事）

第１０条　受注者は，土木工事において情報共有システム（以下、「システム」という。）の活用を希望する場合は，監督員の承諾を得たうえで，システム活用の試行対象工事（以下，「対象工事」という）とすることができる。

２　対象工事は，下記ホームページ掲載の「土木工事における情報共有システム活用試行要領について」に記載された全ての内容を適用することとする。

徳島県 CALS/EC ホームページ

「土木工事における情報共有システム活用試行要領について」

http://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.jp/cals/

様式

仮設トイレ設置報告書

次の工事において，仮設トイレを設置したので報告します。

1　工 事 名	
2　受注者名	
3　現場代理人	印
4　提出年月日	平成　年　月　日
5　設置した仮設トイレ	設置数（基）　基本料金（円）　1ヶ月料金（円）　設置期間（月）　合計（円）
□　和式トイレ	×（　＋　×　）＝　0
□　洋式トイレ	×（　＋　×　）＝　0
□　快適トイレ	×（　＋　×　）＝　0 〔規　格〕幅　mm × 奥行　mm × 高さ　mm 〔付加機能〕
■　設置期間	平成　年　月　日 ～ 平成　年　月　日
■　レンタル会社	

＜和式トイレの場合＞

■　洋式化できなかった理由	
6　備　考	

＜発注者（監督員）が記入＞

7　監督員	

※　監督員は内容を確認後、メール及びファックスで建設管理課へ報告して下さい。